

「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	鳥獣被害パトロール事業
担当課	農林整備課
<p>【処理方針等】</p> <p>鳥獣被害は、農林業者の営農意欲を低下させ耕作放棄地が増えることによって、被害がさらに増えるという悪循環となっています。捕獲報奨金、電気柵・防護柵の補助、金網柵の設置等農林産物の被害軽減を図るため様々な被害防止対策を講じていますが、根本的な解決には至っておりません。</p> <p>農林産物の被害軽減を図るためには、捕獲対策・被害防止対策と合わせて集落対策も必要となります。</p> <p>事務事業評価を頂きました平成27年度鳥獣被害パトロール事業の実績としまして、市内676か所の電気柵の電圧測定等の調査を行い、そのうち、平成27年度電気柵購入補助分175個所の調査及び正しい設置方法の指導を行いました。また、市内418か所で被害状況の調査を行いました。</p> <p>本事業について2点改善検討するよう御提案頂きましたことにつきましては、平成28年度当初予算にて臨時職員を2名から4名に増員し、2班体制で市内全域の電気柵や防護ネット等の設置指導及び被害状況調査等を行います。効果的な被害防止対策を行う上で必要な事業である鳥獣害パトロール事業については増額で予算を計上しています。</p> <p>また、鳥獣害パトロールを行うにあたり、電気柵等の指導箇所・指導内容（指導項目等）・被害状況（被害場所・作物名・耕作面積・鳥獣名・被害面積等）を記入する電気柵等指導記録票及び活動記録票にて毎日の活動の報告を受けています。そして、事業終了後、6月から11月までの活動状況・被害状況のデーターをまとめた報告を行っていますので、今後も、必要なデーターをまとめ効果的な事業にしていきたいと考えています。</p> <p>さらに、鳥獣被害パトロール隊員につきましては、各種研修会に積極的に参加することで鳥獣による農作物被害の未然防止・軽減・捕獲の迅速化に関する知識を高め、農林業者に対して適切な指導・助言を行い、農林産物の被害をより正確に把握するためにパトロールを強化していきたいと考えています。</p>	